

消費税増税がより現実的に！

幼児教育・保育を無償化する改正 子ども・子育て支援法が5月10日、参院本会議で可決・成立いたしました。財源は10月に予定されている消費税引上げ分とのことで、いよいよ増税が現実的となってきたところでもあります。そこで、増税後に慌てないよう増税に伴う代表的な経過措置や、消費税仕入額控除の要件である請求書等保存方式がどのように変更となるのか確認していきましょう。

消費税増税に係る経過措置とは？

消費税率の引上げに伴って、令和元年10月1日以降に行われる取引では、消費税率10%が適用となります。ただし、軽減税率が適用される取引を除く一定の取引に関しては消費税率引上げ後も改正前の税率である8%が適用されることとなっており、これを経過措置と言います。

～代表的な経過措置の例～

①旅費運賃等

⇒平成30年までに支払、令和元年10月1日以後に利用する料金

②電気料金等

⇒令和元年10月1日をまたいで供給する電気料金等で、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に検針等により料金が確定するもの

③工事等の請負契約

⇒平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した一定の請負契約に基づき令和元年10月1日以後に引渡しが行われる工事等



請求書等保存方式の変更点

消費税の仕入控除の適用を受けるためには、法律に則った請求書等が必要となりますが、現行の記載事項にどのように変更が加えられるか確認していきましょう。

現行の要件

1. 請求書発行者の氏名又は名称
2. 課税資産の譲渡等を行った年月日
3. 課税資産の譲渡等の内容
4. 課税資産の譲渡等の対価の額（税込金額）
5. 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

10月1日より追加事項

3. 課税資産の譲渡等の内容
(軽減税率対象品目である旨)
4. 課税資産の譲渡等の税率ごとの対価の合計額（税込）

